

○ 農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十三条の五第二項、第七十二条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（貸出金から除かれるもの）</p> <p>〔第一条の二〕 規則第七十二条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、第三条第一号に掲げる取引に係るものとする。</p>	<p>農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十三条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>（規則第七十二条第四項各号に掲げる勘定に計上されるものから</p>	

除かれるもの)

第二条の二 規則第七十二条第四項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、次条第一号及び第三号に掲げる取引に係るものとする。

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第三条 規則第七十二条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第一条第九号に規定するレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引

二 自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(第二条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)

三・四 「略」

「条を削る。」

「条を加える。」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第三条 「同上」

「号を加える。」

一 自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二・三 「同上」

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が規則第七十二条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項の中欄に掲げるオフ・バランス取引に係る信用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

第四条・第四条の二 「略」

（規則第七十三条第一項及び第二項の信用の供与等の額の計上又は算出の方法）

第五条の二 次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定める方法により計上され、又は算出される額とする。

〔条を加える。〕

第四条の二・第四条の三 「同上」

- 一 トレーディング勘定（自己資本比率告示第二十二条の二に規定するトレーディング勘定をいう。）に係るもの（規則第七十二条第六項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。）自己資本比率告示第七章第三節第三款（第二百六十六条第六号を除く。）に定める方法に準じて次に定めるところにより算出する方法
- イ 自己資本比率告示第二百六十五条第一項第六号の規定にかかるわらず、ネットのJTДリスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。
- ロ 自己資本比率告示第二百六十六条第三号の規定にかかるわらず、同条第一号の算式中LGDは百パーセントとする。

ハ JTDが正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

二 第二条に定めるもの 自己資本比率告示第五十五条第一項及

び第三項に定める方法

三 第三条第一号に掲げる取引 自己資本比率告示第四章第五節

第三款に定める方法

四 第三条第二号に掲げる取引 自己資本比率告示第五十五条に

定める方法

五 第三条第三号に掲げる取引 自己資本比率告示第五十六条の

二に定める方法

六 第三条第四号に掲げる取引 自己資本比率告示第二百一十五

条の四に定める方法

(信用の供与等の額から控除される額)

第七条 規則第七十三条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長

官が定める額は、農林中央金庫の同一人に係る規則第七十二条各項の規定により、又は第五条の二の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一～五 略〕

六 規則第七十二条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定に計上さ
れるもの並びに第三条に定めるものに係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場

(信用の供与等の額から控除される額)

第七条 規則第七十三条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長

官が定める額は、農林中央金庫の同一人に係る規則第七十二条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一～五 同上〕

六 規則第七十二条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価する

合に限る。) を零から差し引いた額

「七・八 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

ことにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限
る。) を零から差し引いた額

「七・八 同上」